

第3回

近畿圏大深度地下使用協議会

日時 平成16年1月16日（金）14：00

場所 プリムローズ大阪2F鳳凰東の間

【谷口近畿地方整備局長】 それでは、新年早々、大変ご多忙の中ご参集いただきまして、ありがとうございます。時間になりましたので、ただいまより第3回近畿圏大深度地下使用協議会を開催させていただきます。

おくれましたが、進行を務めさせていただきます、近畿地方整備局長を務めております谷口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、開会に先立ちまして、国土交通省を代表しまして政策統括官の金井からごあいさつをさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【金井政策統括官】 ただいまご紹介いただきました国土交通省政策統括官の金井でございます。

本日もご参集いただきました皆様方には、常日頃から私どもの大深度地下利用行政の推進に当たりましてご協力をいただいております、この席をお借りいたしまして御礼を申し上げます。

申し上げるまでもございませんが、この大深度地下につきましては、大都市圏に残されました貴重な空間でございます。良質な社会資本の効率的な整備に寄与するというものでございますけれども、一方で、その利用に当たりましては既存の施設との調整、そしてまた、安全、環境等の問題に配慮する必要がございます、関係者の皆様方と連携、調整が大変重要である事柄でございます。

このため、私ども国土交通省といたしましては、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法及び閣議決定されております大深度地下の公共的使用に関する基本方針、これらに基づきまして、事業が円滑に行われますよう環境整備に努めておるところでございます。

その中で、本日は、この基本方針の安全及び環境に係ります事項について具体的な指針となります大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）及び大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）をご報告いたしまして、大深度地下利用の重要な課題であります安全の確保及び環境の保全につきまして、幅広いご意見を皆様方から賜りたいと願うものでございます。また、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資する大深度地下地盤調査マニュアル（案）につきましても、ご報告申し上げますことといたしておるところでございます。

皆様におかれましても、本協議会の場を活用していただきまして、積極的に情報公開や連絡調整を図っていただきまして、この近畿圏での大深度地下利用の推進に積極的に取り組んでいただきますようお願い申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。本

日はどうかよろしく願いいたします。

【谷口近畿地方整備局長】 どうもありがとうございました。

続きまして、本日のご出席者でございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿と配席図によりご紹介にかえさせていただきます。大阪市は局長の名前になっていますが、局長はお見えにならないのですか。代理の方になっておりますが、後ほど時間がありましたらお話しいただければと思います。

それでは、取材の方におかれましては、ここで退室いただくようお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、ここで事務局から本日の議事について皆様にご確認いただきたいことがございますので、よろしくお願い致します。

【光安計画管理課長】 事務局を務めさせていただいております近畿地方整備局建政部計画管理課長の光安と申します。

本日の議事に関してでございますが、大深度地下の公共的使用に関する基本方針におきましては、大深度地下使用協議会においては広く一般への公開に努めるものとするとしております。したがって、第2回協議会と同様、本日の協議会の議事概要、議事録につきましては、委員の皆様にご確認いただいた後、近畿地方整備局のホームページにて掲載したいと思っておりますので、その旨ご了承願いたいと思っております。よろしくお願い致します。

【谷口近畿地方整備局長】 そういうことでよろしくお願い致します。

それでは、次に、議題の4でございますが、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針について、国土交通省から説明をお願いいたします。

【中島大深度地下利用企画官】 国土交通省都市・地域整備局大都市圏整備課で大深度地下利用企画官をしております中島でございます。

それでは、大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）について説明させていただきます。

お手元に、クリップには含まれておりますけど、その一番最初でございます資料の1-1、「大深度地下の公共的使用における安全の確保に係る指針（案）の概要について」に基づきまして説明させていただきます。

まず、指針策定の目的でございますけれども、本指針は、基本方針の安全に係る事項につきまして具体的指針を定め、事業計画の基本方針への適合を図るとともに、的確な使用

認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するため策定いたします。

なお、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法におきましては、安全の確保につきまして特に配慮することとされておりまして、大深度地下の使用の認可に当たりましては、事業計画が法第6条に基づく閣議決定でございます大深度地下の公共的使用に関する基本方針に適合することを要件としております。

この基本方針につきましては、お手元の一番下のところに大深度地下のパンフレットがございますけれども、こちらの7ページと8ページに基本方針の主な内容が載っておりまして、8ページの というところがございますけれども、安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項ということで、2行下に安全の確保とございますけれども、火災・爆発、地震、浸水、停電、救急・救助活動、犯罪防止等について十分な対策を講じるということです。詳細な内容につきましては、先ほどクリップでとめられておりましたものの一番最後に関係法令等をおつけしておりますので、こちらを参考に御覧いただければと思います。資料をいろいろと見ていただきまして、申しわけございませんけれども。

ということで、資料1-1に戻りますけれども、本指針の位置づけでございます。本指針は、先ほど申し上げた目的で策定するわけですが、基本方針の安全に係る事項を具体的に運用するための指針といたしまして、国土交通省都市・地域整備局におきまして協議会のご意見を踏まえて作成し、関係部局に通知を行う予定でございます。

なお、本指針（案）につきましては、関係各省及び関係府県との調整は終了しておりますが、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして、大深度地下の安全対策についての幅広いご意見をいただき、今後の円滑な制度運用に資するため、お示しさせていただいております。

次に、指針の適用範囲でございますけれども、法に基づき大深度地下を使用する事業を対象といたしております。

指針の検討経緯でございますが、本指針につきましては、大深度地下の公共的使用において配慮すべき安全の確保に関する調査検討委員会、こちらにおいては名古屋大学の辻本先生を委員長として検討していただいております。

次に、指針の内容でございます。

まず、安全の確保のために措置が必要な事項でございます。基本方針の中の「安全の確保」において示されております、先ほど申し上げました火災・爆発をはじめとする事項に

ついでに措置が必要ということで、本指針では、各事項について措置の実施に当たりまして事業者が留意すべき事項を示しております。

続きまして、2ページをお開きください。

安全の確保についての考え方でございますけれども、大深度地下における安全の確保につきましても、基本方針に示された事項について安全対策を講じることとしております。その中で、特に不特定多数の人が利用する一般有人施設におきまして人的被害の防止をめざすということと、具体的な対策、手法につきましても、施設ごとに効率的、効果的なものとなるよう十分検討する必要がある、原則として対象となる危険・災害を想定して、これを防ぐ具体的な方法を示すことを重要な点として示しております。

続きまして、安全の確保のための措置でございます。

こちらでは、火災・爆発以下の個別の事項につきまして安全対策の考え方と講ずべき措置を示しております。この中で、まず、火災・爆発につきましてですけれども、火災は出火、延焼等の段階を経て重大な災害に進展していくことが懸念されるということでございまして、火災の発生ですとか被害を極力抑えること、初期段階において適切な対策を実施することで特に人的被害の防止をめざす等、施設・設備面、管理・運用面の安全対策を確立することが必要であります。このために、火災発生の抑止ですとか、線の施設での大深度地下施設と類似性を有する施設、具体的に言いますと長大トンネルのようなものが既にございまして、そういったものが安全対策の考え方に基づいた対策ですとか、点的施設での防火防煙区画の採用が必要だということでございます。

この中で、まず、施設の不燃化と可燃物の減少等の火災・爆発発生抑止についてですが、こちらにつきましては、不燃材の使用等により不燃化すること、可燃物の利用及び持ち込みを極力抑制すること、ガス工作物の漏えい防止、こういったことを示しております。

線の施設及び点的施設での火災対策につきましては、火災の覚知及び火煙への対策で、火災発生情報の収集・提供、あるいは火ですとか煙の拡大範囲の極力抑制、こういったものを示しております。

続きまして、利用者等の避難でございますけれども、火ですとか煙に対しまして危険が及ばない状況で安全な場所に避難が終了できる対策ですとか、煙の制御、あるいは拡大の極力抑制、さらに、情報伝達ですとか迅速な避難誘導、こういったものを示しております。

次に、円滑な消防活動の実施でございますけれども、こちらにつきましては、施設・設備、管理・運営面での対策ですとか、消防用進入路の適切な配置、各種センサーや非常用

通信設備の設置、こういったものを示しております。

3ページでございます。

次に、火災時の設備等の作動等につきましては、確実に作動するような維持管理ですとか、円滑な協力が行えるような対策を示しております。

火災・爆発の施設周辺への影響の防止でございますけれども、延焼拡大の防止ですとか、構造物が崩壊しないような対策、あるいはガス工作物につきましては漏えい対策、さらに、施設周辺住民等への悪影響を極力抑制するような対策を示しております。

複合施設での火災対策でございますけれども、こちらにつきましては、相互に影響を与えないような対策ですとか、空間構成等の複雑化等に配慮した対策、こういったものを示しております。

こちらの本文が、資料1-1の次の資料1-2でございますして、今の火災のところでございますと、3ページのところをお開きください。

線の施設及び点的施設での火災対策ということで、こちらに安全対策の考え方と講ずべき措置ということで、先ほど申し上げました火災の覚知及び火煙の対策ですとか、利用者等の避難、円滑な消防活動の実施、こういったものが次のページにも続いておりますけれども、こういった形で安全対策の考え方と講ずべき措置について示しているというところでございます。

続きまして、地震でございます。先ほどの資料1-1の3ページにお戻りください。

地震につきましては、大深度地下は地上及び浅深度地下よりも影響を受けにくいという特徴がありますが、地震を念頭に置いた接続部分等での対策ですとか、活断層への配慮・対策、例えば施設設置を極力避けるですとか、耐震対策、さらに空気、水、エネルギーの供給ライン等への対策、こういったものを示しております。

続きまして、浸水でございます。

地下施設におきましては、自然排水は不可能ということがございまして、重力に逆らいました地上への排水が必要となります。また、大深度地下は水圧が高いため、施設の破損等が生じた場合には施設内へ漏水する可能性が高いという特性があります。このようなことから、浸水対策及び漏水への止水対策として、集中豪雨、洪水等により生じる水位への止水性ですとか、漏水への止水性の向上、あるいは排水設備の設置、こういったものを示しております。

さらに、浸水や漏水に対する情報伝達及び避難誘導といたしまして、水位の変化に対す

る早期警戒や情報伝達、避難誘導のための非常用設備の設置、こういったものをお示ししております。

4番目といたしまして、停電でございます。安全対策の考え方といたしましては、地下施設は電力の供給で成り立つ人工空間でございますので、停電はパニックの発生等につながるおそれがございます。したがって、仮に通常の電気を受けるシステムが停電に陥った場合でありましても、施設内から照明が消えないですとか、換気等の必要な機能が維持されるシステムの構築が必要でございます。このため、複数系統の受配電システムの形成ですとか、十分な容量と稼働時間を持つ非常用電源の設置、あるいは災害時に停電が発生しないような対策、こういったものを示しております。

続きまして、4ページでございます。

救急・救助活動でございますけれども、大深度地下の施設では、出入り口が限定されることと上下方向の移動距離が長くなることから、消防隊員の進入路の確保ですとか負傷者の搬送手段の確保等、円滑な救急・救助活動が確保される必要がございます。このために、各種の施設面の対策や、管理面の対策を講じることをお示ししております。

続きまして、犯罪防止でございます。

大深度地下の施設では、犯罪を事前に防止できるような明るく見通しのよい施設内部の空間設計ですとか監視体制の充実、通信手段の確保が重要でございます。こういったことで、死角となるスペースをできるだけ生じない空間設計ですとか防犯カメラの設置等監視体制の充実、あるいは出入りの監視や管理の実施等の対策、こういったものをお示しております。

最後の項目が地下施設における不安感の解消でございます。大深度地下施設では、閉塞感等に起因する漠然とした不安感があると言われてはいるわけですが、こういったものが心理的な悪影響だけでなく、パニックの遠因となることも懸念されるということで、一般有人施設におきまして、これらを軽減する対策が必要です。このため、安全性に対しまして平常時から利用者の方に周知いたしますですとか、デザインの工夫、こういったことをお示しております。

このような安全確保のための措置のほかに、5 - 4で、安全情報の収集、活用として国、地方公共団体及び事業者が連携いたしまして、大深度地下の事業の実施に伴い得られる安全関係の情報を収集、整備すること、あるいは情報の共有を図ることにより、事業への活用を進めることとしております。それと、大深度地下の特殊性に応じました技術開発、研

究をはじめといたします安全対策の確立を進め、より安全な大深度地下利用を進めることとしております。

本文につきましては、先ほどごく一部だけ簡単にご説明させていただきましたが、こちらについては資料 1 - 2 のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

また後ほど意見交換等の場所もございしますが、ございましたらその都度お伺いするということで、次に移らせていただければと思います。

続きまして、議題 5、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針について、国土交通省から説明をお願いいたします。

【中島大深度地下利用企画官】 それでは、引き続きまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）につきまして説明させていただきます。

お手元の資料 2 - 1、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針（案）の概要について」に基づき説明させていただきます。

指針策定の目的でございますけれども、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法におきましては、安全の確保同様、環境の保全について特に配慮することとされております。本指針は、先ほどご説明申し上げました安全の確保に係る指針同様、基本方針の環境の保全に係る事項につきまして具体的指針を定め、事業計画の基本方針への適合を図るとともに的確な使用認可手続を行い、大深度地下の適正かつ合理的な利用に資するものでございます。

本指針の位置づけでございますけれども、安全の指針と同様に基本方針の環境に係る事項を具体的に運用するための指針といたしまして、国土交通省都市・地域整備局におきまして協議会のご意見を踏まえて策定し、関係部局に通知を行う予定でございます。

なお、本指針（案）につきましても、安全の確保に係る指針同様、関係各省及び関係府県との調整は終了しておりますが、関係行政機関が一堂に会しますこの協議会におきまして、大深度地下の公共的使用における環境の保全についての幅広いご意見をいただき、今後の円滑な制度運用に資するため、お示しさせていただいております。

続きまして、指針の適用範囲でございますが、法に基づき大深度地下を使用する事業を

対象としております。

指針の検討経緯でございますが、この指針につきましては、学識経験者、専門家、関係省から成ります大深度地下利用における環境に関する検討調査委員会、京都大学の足立先生に委員長をお願いしておりますが、こちらで検討を実施しております。

指針の内容についてでございますが、まず、環境の保全の実施において必要な事項でございます。基本方針の中で環境の保全につきましては、ここに(1)から(5)とございますけれども、地下水、施設設置による地盤変位等、次の2ページに表といたしまして、基本方針に示されました環境の保全のための検討項目でございますが、地下水、施設設置による地盤変位、化学反応、掘削土の処理、その他と5つの項目がございます、そちらの細目が地下水位・水圧低下による取水障害、地盤沈下をはじめといたしまして定められているということでございます。この指針では、こういった事項につきまして適切な環境影響評価手続ですとか、環境対策を実施する必要があるとしております。それと、本指針では、各事項につきまして、環境の保全のための措置の実施に当たりまして事業者が留意すべき事項を示しております。

続きまして、環境の保全のための検討の考え方でございますけれども、こちらでは調査の手法の選定ですとか、影響の検討の基本的な手法、あるいは環境保全の措置の検討、こういった考え方を示しております。

環境の保全のための措置でございます。こちらにつきましては、各事業におきましてそれぞれ事業特性ですとか地域特性が異なるわけですが、そういったものに応じまして、環境影響評価手続、環境対策の実施に当たりまして必要な調査及び影響の検討を行いまして、必要に応じて環境保全のための措置を講じることとしております。

以下、個別の項目に入ります。まず、地下水でございます。大深度地下の使用に当たっては、地下水への影響が生じる可能性がございます。このため、地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下、こちらにつきましては、地下水及び地盤の特性の調査並びに影響の検討ですとか、漏水への止水性の向上、さらに、環境影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置をお示ししております。

続きまして、地下水の流動障害でございますけれども、こちらも同じように調査、影響の検討ですとか、3ページになりますけれども、施設の設置により地下水の流動障害へ影響を及ぼすおそれのある場合の環境保全措置ですとか、こういったものを示しております。

続きまして、地下水の水質でございます。地下水の利用状況等の把握ですとか、水質に

影響を及ぼすおそれのある場合の影響の少ない工法の選定等の環境保全措置、汚染地下水の拡散、こういったおそれのある場合の影響把握、あるいは環境保全措置の検討をお示しております。こちらの本文につきましても、先ほどの安全の確保の指針と同様、資料 2 - 1 の次の資料 2 - 2 が、「大深度地下の公共的使用における環境の保全に係る指針(案)」の本文になりますけれども、今の地下水のところに対応いたしますところが、5 ページになります。地下水につきましては、その中の 1 - 1 で地下水位・水圧低下による取水障害・地盤沈下というところがございますけれども、この中で調査及び影響の検討ということで、調査内容ですとか、その影響の検討方法、さらに講ずべき措置、こういったものをお示しておるといふことでございます。全体としては同じような構成になっております。

また先ほどの資料 2 - 1 にお戻りいただきたいわけですが、次に、(2) の施設設置による地盤変位でございます。

地盤変位につきましては、施設の施工時に大量の土砂を掘削した場合、周辺地盤の変位等が生じまして地上への影響を及ぼす可能性があるということで、周辺地盤の特性等の調査ですとか、施設の施工時の地盤変形・変位の防止のための対策、長期供用時の地盤変位の発生防止、あるいは環境保全措置、こういったものをお示しております。

続きまして、化学反応でございます。大深度地下の還元性の地層、還元性の地層というのは、酸素と触れることで地層中に含まれる物質と空気、水との化学反応が発生しまして、地下水の強酸性化等が生じるおそれがある地層でございますけれども、この地層に対しまして、大深度地下に存在する還元性の地層等地層の特性の調査ですとか、あるいは影響検討、環境保全措置、さらに化学反応を生じる地層の掘削土が環境に影響を及ぼすおそれがある場合の環境保全措置、こういったものをお示しております。

次に、掘削土の処理でございます。大深度地下の事業では掘削土の処理は必ず生じるわけですが、適正な処理ですとか再資源化を図る等、環境への影響が著しいものとならないようにすることが必要です。このため、掘削土の概略発生量を対象といたしました調査及び影響の検討、環境への影響が著しいものとなるおそれのある場合の建設汚泥の適切な処理及び再資源化、あるいは工事間利用の促進等の環境保全措置、さらに重金属等の有害物質が含まれる掘削土の適正な処分及び管理、こういったものをお示しております。

次に、その他で、施設の換気等でございます。こちらにつきましては、大深度地下の施設は、地上との接続箇所が限定されることに伴いまして問題が生じる可能性があるということでございます。このため、大気環境への影響の把握ですとか、施設の換気等の問題に

ついて有害ガスの早期検出、除去等慎重な対策、こういったものをお示ししております。

続きまして、交通機関等の大深度地下の使用につきましては、交通機関等の長期的な振動が人体に与える影響を含めた環境への影響についての検討ですとか、現況の振動、地盤特性等の把握、さらに、周辺に影響を及ぼすおそれのある場合の影響検討、こういったものをお示ししております。

最後に、4ページになりますけれども、環境情報の収集、活用でございます。大深度地下利用に関する環境に与える影響については十分な知見が蓄積されているとは言えないわけですけれども、国、地方公共団体及び事業者が連携いたしまして情報等を収集・整備することと、学術研究機関等における調査研究が活発に行われるよう配慮いたしまして、その知見が審査において積極活用されるよう努めること、こういったことをお示ししております。また、大深度地下の特殊性に応じました環境影響評価手法及び環境対策の開発等を進めることとしております。

こちらが概要の説明でございます、本文については資料2 - 2のとおりでございます。

以上でございます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願ひします。

ございませんでしょうか。せっかくの機会でございますので、ご遠慮なくご意見、ご質問をいただければと思いますが、また後ほどということで。

続きまして、次の議題でございますが、議題6、大深度地下地盤調査マニュアルについて、国土交通省から説明をお願いします。

【中島大深度地下利用企画官】 引き続きまして、大深度地下地盤調査マニュアル(案)につきまして、資料3 - 1に基づき説明させていただきます。

まず、大深度地下の定義でございますが、3 - 1に入る前に、「大深度地下」というパンフレットがございますけれども、こちらを見ていただきます。恐縮ですが4ページをお開きいただきたいんですけども、大深度地下の定義といたしましては、法の第2条に大深度地下の定義がございますけれども、こちらの絵のとおり、地下室の建設のための利用が通常行われない深さ、これは地下40メートル以深ということになりますけれども、こちらは となっております。また、 として、建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ、これは支持地盤という基礎杭を打たれるような堅い地盤で、地盤が悪いと

ころでは深い位置になってしまうわけですが、この支持地盤上面から10メートル以深、このどちらか深いほうが大深度地下になるわけです。このため、大深度地下を特定するためには、支持地盤上面の深さを特定する必要があるということでございます。

資料3-1に戻っていただきたいのですが、このため、本マニュアルにつきましては、大深度地下特定のための地盤調査及び調査結果を用いました大深度地下特定の一連の作業におきます技術的事項を定めまして、事業者の地盤調査の円滑な実施及び審査の適正な実施に資することを目的としております。

マニュアルの位置づけですが、既に平成13年の法の施行時に使用認可申請マニュアルと事務処理要領が作成されておりますけれども、これを補足するマニュアルとしてとりまとめまして、関係行政機関へ送付するものです。

マニュアルの適用範囲でございますけれども、法に基づいて大深度地下を使用する事業におきまして、大深度地下を特定するために実施します地盤調査ですとか、調査結果を用いた大深度地下の特定に適用するものとしております。

本マニュアルの検討経緯でございますけれども、大深度地下地盤調査マニュアル検討委員会、これは日本大学の山田先生を委員長にお願いしておりますけれども、こちらにおいて検討がなされております。なお、本マニュアル(案)につきましても、関係行政機関及び関係府県にも既にご確認をいただいているところでございます。

次に、マニュアルの構成でございますが、総則といたしまして、目的、内容、適用範囲等、大深度地下使用制度における地盤調査といたしまして、大深度地下の定義、手続の流れ、必要な地盤情報、支持地盤の定義と地盤特性、こういったものをお示ししております。大深度地下特定のための地盤調査の方法では、地盤調査の流れですとか、大深度地下特定のための地盤調査手法と調査項目、あるいは調査手法の組み合わせ、調査の密度及び精度と大深度地下の特定、こういったことをお示ししております。最後に、地盤調査の計画と実施でございますけれども、こちらにつきましては、調査計画ですとか既存資料の収集、現地踏査につきましてお示ししております。

大深度地下地盤調査マニュアルにつきましては、本文は資料3-2のとおりとなっております。以上が大深度地下地盤調査マニュアル(案)についてでございます。

以上です。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございました。

ただいまの説明につきましてご質問、ご意見等ございましたら、これまでの議題通して

でも結構ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の議事に移らせていただきます。資料等の説明は以上でありますので、意見交換に移らせていただきます。せっかくの機会でございますから、どんどんご意見をいただきたいと思ひますが、場合によっては私からご意見、ご質問をちょうだいするようなご指名をさせていただくかもわかりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最初に、資料を用意していただいております、本省から東京外環の事例がありますので、そちらをご説明いたします。

【中島大深度地下利用企画官】　それでは、お手元の資料の下の方に東京外かく環状道路の経緯という、クリップでとめられた資料がございますけれども、この東京外かく環状道路につきましては、その状況につきまして先週の1月9日に首都圏の大深度地下使用協議会におきまして報告がございましたので、その資料を使いまして簡単にご説明させていただきます。

東京外かく環状道路でございますけれども、まず、位置ですが、2枚目のところに東京外かく環状道路という地図があるわけですが、周辺の緑の線で東京外環自動車道と中央部上に書いてございますけれども、現在、関越自動車道の大泉ジャンクションと常磐自動車道の三郷ジャンクション、ここまで供用されているということでございます。

首都圏の協議会で報告されましたのは、図の左側になりますが、関越自動車道の大泉ジャンクションから下に点線がございますけれども、中央自動車道を経まして、東名高速道路に至る約16キロメートルの区間となります。

東京外かく環状道路の経緯になりますけれども、先ほどの1枚目に戻っていただきたいわけですが、昭和41年に都市計画決定がなされましたが、その後進捗がなく、最近になりまして、近年議論が活発になってきたところでございます。平成11年、13年と動きが多くなっているわけですが、平成15年3月14日に国と東京都で方針が示されております。この方針がA3の「東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）に関する方針について」、その横の縦断図でございます。この方針では、国土交通省と東京都で、記というところの下ですけど、外環整備は喫緊の課題で一日も早い整備が望まれるため、早く安く完成できるよう十分考慮し、沿線への影響を小さくするとされておりまして、下にポツが3つございますけれども、そのポツの3つ目で、地上部への影響を小さくするため、極力、大深度地下を活用する方針が打ち出されてございます。

ということで、現在、検討が進められているということでございますけれども、全体の

イメージといたしましては、その下に「東京外かく環状道路に関する方針」という横長の縦断図がございます。こちらで左側の東名高速というところから地下に入って、関越自動車道で出てくるということで、途中、中央自動車道につながっております。左の上に地下約40メートルのところに16メートルの断面のトンネルを2本通すと、こういったイメージが示されております。

この下に関東地方整備局の東京外かく環状道路調査事務所で出されております「外環ジャーナル」というものがございまして、こちらで環境調査やPI外環沿線協議会、PIというのはパブリック・インボルブメントということで、皆さんのいろいろな声を伺うところですけども、このPI外環沿線協議会の活動ですとか、区長、市長との意見交換、あるいは外環道の環境の調査、こういったものがこちらの外環ジャーナルに載っております。現在は沿線区市長との意見交換ですとか、環境影響評価の方法書の公告・縦覧を実施しまして、さらに環境の現地調査を実施しているところでございます。

大変雑駁でございますけれども、東京外かく環状道路につきましては以上でございます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質問でも、また別途ご意見でも結構ですが、ありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、パンフレットを用意していただいている神戸市から、何かございましたらよろしくお願ひします。

【神戸市】 神戸市でございます。

「水道の大容量送水管整備事業」というパンフレットを入れさせていただきます。これの概要と現在の進捗状況といったところを少しご報告させていただきます。

見開きを開いていただきますと位置関係が出ておりますけれども、本来、阪神・淡路大震災の前から、神戸の水源ということで淀川から阪神水道の水を供給していただいておりますということで、送水していただいておりますんですが、送水の安定性を強化するということで、もう1本、新しい送水管を整備しようとする事業でございます。六甲山の山麓部に従来2本入っておりますが、新たにもう1本増設しようということです。現在、黄色、あるいは赤い線がかいていますように、市街地の中の深い場所に新しく送水管を入れて、これが災害の場合、新しくそれで緊急給水できるというような機能も持った送水管という形で今整備を進めておるものでございます。

事業の概要ということで真ん中に少し書いています。第1期計画ということで、東側の

黄色いところが芦屋の市境です。赤い線が神戸市域でございますが、現在、右手の東のほうから赤い実線でかいてありますところ、芦屋市境から住吉川立坑というところまで、これが平成14年度をもって完成いたしております。

その後、引き続きまして、点線でかいてあります住吉川立坑から西へ向かいまして、石屋川、王子、それから布引立坑というところまで、この区間の平成15年度から平成20年度の完成を目指して現在工事に着手してあるというところでございます。現在、王子から石屋川区間、布引から王子区間については発注済みでございます。順次工事を進めていこうという形でございます。

その後、布引立坑というところからさらに西のほうへ、奥平野立坑というところがございますが、この布引立坑といいますのが、ちょうど新幹線の新神戸駅のすぐ南のあたりに位置します。そこから異人館のあります北野町のあたりを通過して奥平野というところへ結ぶ路線でございます。これについてはまだ着工はしておりませんで、今のところ、平成19年度に工事にかかりたいということで予定しておりまして、全体の事業期間、平成22年度まで予定してございますので、その一番後の部分で整備しようとしておる部分でございます。

それで、このうち大深度適用を考えておりますのが、ちょうど一番後回しになっております布引から奥平野のこの部分でございます。それ以外は全部道路の下をずっと路線が入っておるんですが、この部分については一部民地の下も予定しておりまして、少し深い大深度の部分でこういう送水管を整備していきたいと考えてございます。

現在の進捗状況は以上でございます。簡単でございますが、ご報告させていただきました。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明に対してご質問等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

私から質問するのもあれなんです、このパンフレットの大容量送水管の本線断面図でいきますと、赤い、何というんですか、ありますね。これは何のためなんでしょうか。上のほうからピンク色の線が上にありますけれども。

【神戸市】 多分、これは施工する際の固定バンドだろうと思います。一番外側がセグメント、それから内側が鋼管のパイプになっております。その間を発泡モルタルで充てんをするわけですが、この間隔を保持しながらモルタルを注入していくという位置の固定のためのものだと考えております。

【谷口近畿地方整備局長】 そうすると、鋼管パイルが何かで押していくわけですか。シールドじゃなく……。

【神戸市】 施工はシールドで。

【谷口近畿地方整備局長】 シールドで、鋼管パイルを入れていくわけですか。鋼管パイルは中なんですか。

【神戸市】 シールドで穴を掘りながら、鋼管パイプをできた穴の内側に挿入していく、それで固定しながらモルタルを充てんするという施工と思いますが。直接施工担当ではありませんので、申しわけございません。

【谷口近畿地方整備局長】 済みません。ちょっと細かい質問になったかもわかりませんが、ありがとうございます。

あと、管理やメンテをどうしていくかという、完成してからの話なんですが、この立坑から入る以外にどこか管理のために工夫されている点は何かあるのでしょうか。

【神戸市】 その資料の一番裏側をごらんいただきたいんですが、裏返していただきますと、立坑の工事手順イメージ図というのがかいてございますが、まず立坑を掘りまして、それをあとシールドマシンで管を横に掘っていくということなんですが、緊急時の絵もかいていますが、でき上がった際は、この立坑から随時水を取り出せるような仕組みをつくっておりまして、そのための給水拠点も既に2カ所、本山南、あるいは住吉川左岸でできっておりまして、こういった立坑分につきましては、メンテナンスが可能なように考えております。送水管そのものについては、常時水が流れておりますので、常時はほとんどメンテナンスフリーで利用するということだと思います。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

兵庫県から、どうぞ。

【兵庫県】 まだ神戸市さんから正式には上がっていないんですけども、現時点で、認可権者の兵庫県ということで少し考え方につきましてご説明したいと思います。

技術的には2つほど考えられると思います。まず、地下水への配慮、それから2つ目に、先ほどもいろいろありましたけれども、土質の支持層の連続性の確認などが考えられる大きな課題ではないかと考えております。

それで、地下水につきましてですけども、神戸市さんの送水管は水道事業ということで、環境影響評価手続としましては対象外ですけども、これに準じた形で環境対策を実施していく必要があるのではないかと考えております。大深度地下空間におけるアセスメ

ントの実施事例は今まであまりなかったんですけれども、今後そういったことにつきましても検討する必要があるのではないかと考えております。

2番目の、支持層の連続性につきましては、ご承知のとおり、六甲山の山麓部に入っていくものですから、地層が入り込んでいるのではないかと想定されます。管が入る周辺で調査をやりまして、やはりその連続性などにつきまして調査をしていく必要があるのではないかと考えております。

いずれにしましても、あす1月17日が阪神・淡路大震災9周年ということですので、神戸市の大容量送水管が大規模災害時における水源としても活用されるということで、この法律の事業の公益性ということに留意しながら、今回作成されました指針マニュアルなどをもとに兵庫県としましては適正に判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

神戸市さんはよろしゅうございますでしょうか。何かございましたら。

【神戸市】 今、兵庫県さんのほうがお話しありましたように、私どももこれからそういったボーリング調査なり地質調査をして、それからこういう指針に基づきますいろんな調査を進めていこうという段階でございますので、引き続きよろしくお願ひいたしたいと思っております。

【谷口近畿地方整備局長】 よろしくお願ひいたしたいと思っております。

コーヒーも入りつつありますが、遠慮なくご意見をいただければと思っております。大阪府さん、何かございましたら。

【大阪府】 せっかくの機会でございますので、若干ご質問と意見をさせていただきたいと思っております。

今回、安全の確保でございますとか、環境の保全に対する指針についての的確な使用認可手続を行う際の視点、ポイントというのは極めて全体を網羅していただいて、我々、これから活用するに際して極めて有用であると考えております。

先ほど神戸市さんの事例で兵庫県さんがお示しになっておられましたけれども、地下水への影響とか環境の保全に対しましては、法律や条例に基づきます環境影響評価手続がございます。したがって、我々もイメージがしやすいわけでございますが、安全についてはどのような手続を行っていけばいいのかなと、若干疑問に思っておる点がございます。本日、警察や消防、いろんな関係の方々もいらっしゃっておりますので、使用認可手続に

おいてどのように評価をしていくのか、そういった具体化についてご指導いただけたらありがたいなと思っております。

2つ目につきましては、建設発生土の問題でございます。都市部の大深度地下利用においては大量の建設発生土が発生すると想定されます。大阪におきましても、大深度に限らず、建設発生土の再利用には努力をいたしておりますが、残念ながら、あるべき姿にはまだ至っておりません。今後、こういった事案が出てきました際に、指針にもうたっているような再利用の方策についてどのような仕組みで進めていくべきか、これは自問自答しておるところでございます。

そして、最後でございますけれども、先ほどの東京外環の事例でございますとか神戸さんの事例のような、こういった具体的な検討状況につきまして、できれば担当者レベルで情報を共有できるようによろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

3点ありましたが、まず、本省から何かございましたら、よろしく申し上げます。

【中島大深度地下利用企画官】 安全の確保ですが、確かに環境につきましては環境アセスメントという制度があるわけですが、安全につきましては、現在、個別の事業法でいろいろな安全のための手続があるわけですが、大深度地下の法律の中では基本方針に適合するということが要件で、先ほどその基本方針を具体的に示すものとして指針をお示しさせていただいたということでございますので、大深度地下の使用認可に当たりましては、先ほどの指針を踏まえまして、基本方針に適合しているかどうかについて慎重に審査することが必要だということでございます。

また、大深度地下制度の側というよりはむしろ個別の事業所管の分野になるかと思えますけれども、そちらでも総合的に審査していただくということになります。具体の手続としては環境影響評価法のようなものがないわけですが、そういった連携を図りながら審査をしていくこととなります。使用認可をする立場としては、この基本方針、あるいは指針を踏まえてやっていくことになろうかと思えます。

建設発生土の再利用の方策、発生土の利用基準については、いろいろな基準案等が出ていると思ひまして、そういったものを参照していくということになろうかと思ひますけれども、やはり地域ごとにそれぞれできるだけ環境の影響を抑えていくことが必要かと思ひます。

それと、本日、神戸の送水管の話もございましたし、東京外環の事例も出てきておりますが、環境の指針等も現在その案をお示ししている段階で、具体の事業も徐々にそのイメージが出てきたということでございますので、そういった担当者レベルの情報交換の場も検討させていただければと考えております。

以上です。

【谷口近畿地方整備局長】 あと、消防庁さんとか警察のお話も出ていましたが、何かございましたらよろしくをお願いします。

【消防庁】 消防庁でございます。

先ほど事務局からご説明があったとおりだと思いますが、通常の個別の消防法令に適合するという事は当然必要になってくるかと思えます。大深度特有のことに关しましては、今回の協議会の安全の確保の指針に基づきまして、この協議会の場等で十分安全に配慮していただくものと考えております。

【谷口近畿地方整備局長】 もし近畿管区警察局からございましたら、よろしくをお願いします。

【近畿管区警察局】 近畿管区警察局の災害対策官をしております。

私がメンバーといいますか、代理で出席するというのは、恐らく地震を想定しての話じゃないかなと思うんですけども、安全という面を考えてみますと、今、国際テロの関係、あるいはいろんな犯罪の関係から見ますと、非常に警察力と離れた場所に地下が設けられるという問題点が1つあるんじゃないかなと。それと、いろんなテロにつきましても、サリンのようなものをまかれるという、あるいは放射能で汚染されるというようなことまで今後は考えていく必要があるんじゃないかと思いました。

以上です。

【谷口近畿地方整備局長】 大阪府さんは何かありましたら、どうぞ。

【大阪府】 今おっしゃいましたように、非常に重要な視点があるうかと思えます。特に有人施設に対する安全確保は極めて重要かと存じております。

大深度を使う公共施設というのは、役割も非常に重要かと存じますので、審査の迅速性が求められるのではないかと考えておまして、その辺、関係法令を遵守するのは当然のことかと存じておりますけれども、そういう意味でいかに迅速な手続ができるかと、そういう視点で今後どう取り組んだらいいのかなというのが私個人として思っておる次第で質問したわけでございます。こういった協議会の場を通じていろいろ論議が進むのかなと

は思っております。

【谷口近畿地方整備局長】 本省から何かございましたら、よろしく申し上げます。

【日野大都市圏整備課長】 具体的な審査手順、これは国が行う場合と県にお願いしているものがあります。できるだけそれは共通にしていかなければいけないと思っております。ただ、先ほども少し出ましたが、要するに基礎となる事業ごとに安全基準とか審査の手順が違っておるとというのが実態でございます、道路なら道路なりの基準との適合という審査をするということになるんだろうと思います。

それで、私どもが今考えているのは、こちらの基準と道路が持っている固有の基準との適合をできれば一緒にやらないと、何段階にもわたって求めるというのは事業者にとっても大変なことだと思っております、個々の事業ごとに、一緒に審査するというのを相談しつつあります。さらに、それらの審査に当たってどんな資料が必要かとか、イメージをもう少し皆さんにもわかりやすくしていただくために、事例イメージといいますか、普通に申請するならこのようなものを資料として提出していただければ我々としては審査できますよというようなことを、参考資料としてもまとめて配付したらと考えていまして、その辺は今後、都道府県さんとも相談して、最終的なものにしていきたい、そのように考えております。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

このパンフレットの3ページにあります、既に大江戸線なり南北線は、40m以上の大深度地下に適合するようところが現にあるわけです。だから、今、管区警察局から言われたような問題は、最近の情勢に応じて新たに生じるということで、それは何も大深度だけじゃないような感じもするんです。

同じように、大阪府さんが言われたような土砂、掘削した後の土量も、大深度だけじゃなくて普通の地下鉄であっても、個々のプロジェクト、案件によって異なるかわかりませんが、土質の状況とか共有しているところもあるのではないかと思います。ただ、外環のようにこれからやるようなところについては、道路についてはまだこれからということですので、特に消防庁さんが心配されているような火災とか、いろんな面についてはこれから検討を急ぐ必要があるかと思っておりますけれども、いずれにしても大深度を使いにくくするというようなことでなくて、詰めるべき問題があれば早急に詰めていただければと思います。

大阪市さんは何かございますでしょうか。特によろしいですか。

ほかにございましたら、奈良県から何かございましたら。

【奈良県】 奈良県の場合、特にございませんが、今、京奈和自動車道が非常に話題になっておりますので、いろいろご心配をかけておるとお思いますので、今後ともよろしくお願ひしたいということでございます。

【谷口近畿地方整備局長】 私からもよろしくお願ひしたいと思いますが、京奈和自動車道、京都から奈良を經由して和歌山まで120キロあるんですが、計画としては平城京付近、奈良市の北のほうでございますが、計画が未決定ということで、世界遺産である平城京に多くの木簡が残っておるようなこともございまして、我々としても非常に大きな宿題にはなっておるわけでございます。地下に行った場合、技術的にはある程度今の技術水準で水位を低下しないようなことも可能だということで、これから県のほうで都市計画決定の進めを進めていくことになろうかと思いますが、大深度地下というようなことも一部出てくる可能性があるかとお思いますので、もう少し計画がはっきりした段階で、またお話しさせていただくということで、よろしくお願ひいたします。

ほかにございましたら、よろしくお願ひします。

運輸局長、出てきていただいておりますので、何かございましたらお願ひします。

【近畿運輸局】 安全の確保についてどういう手続でということについては、鉄道については個々施設の基準があつて、また工事に当たつてそれを基準適合、認可をするという手続がありますので、そういう中でこういう指針に盛り込まれたようなものがきちんと担保できるようにしていく必要があるんじゃないかと思っております。

また、鉄道は鉄道としてのそういう手続と大深度の手続ができるだけダブらないように、円滑にいくようにというような調整はまたしていただければと思っておりますが、まだ具体的な案件が出てきておりませんので、そういうものが見え始めたときにでもご検討いただければと思っております。

それから、実は、鉄道の安全ということなんですけれども、昨年、韓国で、地下鉄放火で大惨事が起こつたわけでございます。そのときの教訓として私ども大事にしておりますが、1つは、指針にも載っておりますけれども、誘導路、避難路です。それから排煙路、煙の制御ということが大変大事だと思っておりますが、それ以上に大事だと思ひましたのは、緊急時、非常時に、現場の職員がなかなか適切な対応がとれないということでございます。大阪市さん、公営鉄道事業者さん等々もおられますけれども、私ども、緊急時の対応をよく教育、訓練してくれということをお願いしてございまして、中央線でそういう訓練

もしたんですけれども、できてからの話かもしれませんが、そういう訓練なども大変大事な、特に大深度ということでの、場合によってはパニックが起こりやすいようなところであれば、なおさらそういうことが大切かなという印象も受けております。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございました。

ご意見ということで承ります。ほかにございましたらよろしくお願いします。

環境省さん、何かございましたら。環境のことについてありましたらお願いします。よろしいですか。

経済産業局さん、何かございますか。

【近畿経済産業局】 特にございませんが、安全等につきましては、私どもは保安の担当部署が別途ございますので、そちらにも今回の資料を回させていただきます。担当部署のほうで意見があれば、別途申し上げることになるかと思えます。

以上です。

【谷口近畿地方整備局長】 よろしいですか。農政局さんもよろしいですか。

財務局さんは。どうぞ。

【近畿財務局】 せっかく出席させていただいたので、何か意見を申し上げなければ思いますが、私も勉強不足で、認可申請とかマニュアルでありますとかいろいろ、まだあまり勉強していないんですけれども、先ほど大阪府さんがおっしゃいましたように、これらの指針そのものに書かれていることが当然事業者に求められることだということになれば、どのぐらいの事務量がなるのかなということで、大阪府さんが申しあげましたように、最近スピードというのが非常に求められているということで、行政は常にそれを念頭に置かなければならないということですので、そのところを少しきちっと、こういったイメージで、事業者とすればこういった期間でこういう法令、通達等の了解をとっていくんだなというようなことがわかるようなものが必要ではないか、文書が書いてあるのをなかなか読むのが大変だろうと思えますので、その辺があるかなという点が1つと、我々の協議会も何か意見を申し上げる場があると思えますが、仮に事業者が申請をしてきた場合、それはどういった時期のときになるんでしょうか。

【中島大深度地下利用企画官】 まず、期間につきましては、標準処理期間は6カ月でございます。また、指針の適用につきましても施設特性によってそれぞれ違います。極端な話をすれば、例えば水道管の話で、火災について検討するというのも、そういうことはあり得ないですから、必要があるところはきちっとやっていただきますし、必要がないと

ころについては、ロスが生じないような形でやっていきたいと思います。

それと、協議会にかかるタイミングにつきましては、パンフレットでいいますと5ページに手続がございまして、大深度地下の使用認可の主な流れとございますけれども、こちらに事前の事業間調整というところがございます。大深度地下は貴重な空間でございますし、例えば早い者勝ちということでは、合理的な利用ができないということになりかねません。このため、事前の事業間調整ということで、事業概要書というのを法律に基づいて事業者へ提出していただくこととなります。この事業概要書が提出されましたら、事業概要書を協議会の構成員の皆様にも送らせていただくという法律の手続になっております。そういった段階で協議会等で、事業を実際にやるに当たってどういう調整が必要かと、こういったことについて議論していただくということになるのではないかと考えております。

以上です。

【谷口近畿地方整備局長】 よろしいでしょうか。ありがとうございました。

総合通信局のほうは、特によろしゅうございますでしょうか。

あと、防衛施設局のほうは何か。特によろしゅうございますか。

あとは、せっかくの機会ですから、京都市さんは、よろしいですか。

あとは、京都府さんは何かございますでしょうか。

【京都府】 具体的に事業が動くという状況ではないのですが、やっぱり気になりますのは、安全の確保に係る指針という中で、もう既に大阪府さんから話がありましたように、実際に事業を行う段階で個別の事業ごとに安全の確保をよく見ていくということです。

ただ、この指針の後に、従来のものであってこの大深度だから特別に何か守らなければいけない安全性のラインなどが今後何らかの形で決められるのかが気になっております。その点はまだこれから具体的な事業が動いていく中で個別に決めていくものとは理解したのですが、いかがでしょうか。

【中島大深度地下利用企画官】 こちらの指針につきましては、事業でも鉄道、道路、電力、ガス、通信、水道、いろいろなものがあるということで、そういう施設横断的な書き方として、それぞれ個別の基準はあるわけですが、原則としてどういったことをやらないといけないかということについてまとめさせていただいています。ですから、それぞれの事業ごとにまた個別に当てはめるとどうかというのは、指針をさらに1個ずつつくっていくというようなことがもし事業所管、あるいは安全を担当されるセクション

で必要ということになればそういうこともあるかもしれませんが、我々の側としては、指針と、技術資料のようなものもできれば用意させていただくことを考えております。ただ、このような施設横断的な指針については細かく書き込んでいくと、結局、個別の事業の安全基準にほかならないということになりますので、我々のほうではこの指針のレベルで策定して、具体的にその考え方をどう適用して安全なものにしていくかというのは、また、使用認可の段階ということになるかと思えます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございます。

それでは、一通りご意見をいただいたということで、若干時間も残っておりますが、ご質問、ご意見がないということでございますので、最後に、都市・地域整備局の平田審議官からよろしくお願ひしたいと思えます。

【平田官房審議官】 都市・地域整備局の審議官をやっております平田でございます。

本日は、皆様方から活発なるご意見を賜りまして、ありがとうございます。ちょうど先週の金曜日に首都圏の使用協議会を開かせていただきまして、昨日中部圏、それから今日、最終の近畿圏の使用協議会を開かせていただいたということでありますが、さすがやはり関西の方々からは活発なご意見を賜りまして、ありがとうございました。

今日議論の中に出てまいりました東京外かく環状道路の話でございますとか、それから兵庫県さん、神戸市さんからの送水管事業の構想のお話ということで、大深度地下の利用につきましても着実に検討が進められてきていると思えます。このように大深度地下利用につきましても、効率的、効果的な社会資本の整備という観点でございますとか、地上におきます質の高い都市空間の実現にも有効であるということで、昨今の大きな課題となっております都市再生にも資するということではないかと考えておるところでございます。

この大深度地下の利用に当たりましては、今日ご議論いただいた安全の確保、それから環境の保全ということが最重要になるわけでありまして、ご議論いただいた指針につきましても、皆様方のご意見を踏まえて取りまとめをさせていただきまして、後日、成案を得ましたら、私どものほうから関係行政機関をはじめとする皆様方にお知らせしたいと思っておりますので、ぜひともご活用をのほどをよろしくお願ひしたいと思えます。

特に個別の事業法との関係について、先ほどのご議論がございましたが、大深度地下法の使用認可に当たりましては、個別の事業法による安全の審査でございますとか環境アセスメント手続と十分な連携を図りまして、大深度の地下利用におきます安全の確保、環境の保全に万全を期することが重要であると考えておりますので、よろしくご協力をお願い

いたしたいと思います。

また、本日までご議論いただきました大深度地下の地盤調査のマニュアルにつきましても、ぜひとも今後の審査の適正な実施を図るため、ご活用をいただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど来ご議論ありましたように、本協議会というのは、関係行政機関の皆様、それから地方公共団体の皆様方の活発な意見の交換の場ということで、ぜひとも活用していただくことをお願い申し上げて、簡単でございますが、私のごあいさつにかえさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございました。

これで予定しておりました議事は、最後の8、その他になりますが、事務局からよろしくをお願いします。

【光安計画管理課長】 本日の議事の公開につきましては、冒頭ご説明しましたとおり、その内容に沿いまして行わせていただきます。

また、会議終了後に、資料の配付とあわせまして記者へのブリーフィングを行いますので、よろしくお願い申し上げます。

【谷口近畿地方整備局長】 ありがとうございました。

特によろしゅうございますか。

それでは、以上をもちまして、第3回近畿圏大深度地下使用協議会を閉会させていただきます。お忙しいところ、皆様におかれましては大変ありがとうございました。

了